



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	信教の自由というリスク
Author(s)	櫻井, 義秀
Relation	第4回日韓宗教研究フォーラム, 平成19年8月20日～平成19年8月21日, 浅口市
Issue Date	2008-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35237
Type	conference presentation
File Information	sakurai-19.pdf



1 カルト問題と信教の自由

[カルトは宗教の問題ではなく社会問題]

筆者はこの十年ほどカルト問題の研究を行っているが、宗教研究においてカルト問題が十分に理解されているとは言えない状況にあることを最初に指摘しておきたい。例えば、研究発表やシンポジウム等において次のような質問を受けることがしばしばある。

- ①カルト問題という一般社会の世俗的視点によって宗教の問題が捉えきれぬのだろうか。
- ②カルトの定義には価値の問題が入り込まざるを得ないために学問的論議が難しい。
- ③カルトと新宗教をどのように区別するのか。新宗教に対する偏見があるのではないか。

これらの問いに答えることで、カルト問題に対する筆者の基本的視点が明らかになる。

第一に、特定宗教を理解する際にその宗教の教理や論理に則することは重要であるが、他の宗教や社会科学的な視点からの理解も大切である。前者にのみ理解を限定したり、語ることの優先権を認めたりすることになれば、宗教研究は利害関係者による護教的な信念の表明に終始することになる。むしろ、教団人にとって当該宗教が外部からどのように見えているのかを指摘することが、宗教研究者の護教的な議論よりも宣教・布教の方法を見直す際に大事であったりする。マスメディアや一般の人々による宗教に対する見方や語り、宗教の問題を明確化するには必要なのである。

第二に、特定の見方や価値観を排除して人間社会を考察することはできないのであるから、「人権」といった価値観や規範から特定宗教のあり方について論じることは可能である。むしろ、特定教団の利害関係に距離を置く研究者は、人間社会における宗教の位置を意識するべきであろう。特定宗教が社会問題化するメカニズムを明らかにすると同時に問題解決への実践的提言をなすことは学問の役割でもある。

第三に、カルト問題は概してカルト視された宗教団体の布教方法や資金調達戦略、教団内部の信者への統制や外部社会への敵対的行動を扱うものであるが、それは新宗教に限ったことではなく、既成宗教（仏教・キリスト教等）諸教団も考察の対象となる。偏見の故に研究対象とするのではなく、特定宗教に関わったために不利益を被ったという人達の言い分を、当該教団の言い分と共に吟味するために調査研究を行うのである。

カルト問題研究を一言で言うならば、カルト視される宗教の研究ではなく、社会問題化の具体的な局面、すなわち特定宗教と社会との葛藤を事実として記述することである(櫻井, 2006b)。社会問題研究において重要なことは、問題を提起する人達の声に耳を傾け、既存の研究や勢力の大きいものの語りを一度は疑ってみることではないかと思う。

[信教の自由というリスク]

例えば、信教の自由という問題がある。歴史的に信教の自由は宗教的マイノリティが制

度的宗教や政治体制からの抑圧をはねのけるために主張され、また、基本的人権として擁護されてきたものである。ここから信教の自由を守るためには、宗教の中身を評価したうえで守る価値のあるなしを判断することなどあってはならないという考え方も生まれてくる。オウム（アーレフ）であっても信教の自由を尊重しようという原則論を主張する人権論者も少なくない。しかし、我々は親であるとか、教師であるとか、牧師や僧侶、宗教的指導者という立場にあったりする場合に、パターンリズムの対応を考えるのではないか。

なぜかといえば、カルト視される教団の中には、街角やキャンパスにおいて正体を隠し、擬装サークルを使うなどして若者や学生を信者にしようとするものが少なくない。これらの団体は、勧誘してくる教団の教えや活動内容を吟味し、熟慮を持って判断する機会を彼等から奪うだけではなく、信者となった後に違法行為を含む宗教活動に従事させる蓋然性が高い。こういう教団も信教の自由を享受する（アーレフを例外として統制を受けない）のが日本社会であるので、大学等では注意を促さざるを得ない。

或いは、中高年の世代であっても、これらの問題ある教団への対処が不適切であったために、家族崩壊に至るような多額の献金や布施を要請されて応じてしまう人達がいる。信教の自由というのは、自由を行使しうるだけの宗教的リテラシーを前提に、信じることの自己決定・自己責任を求める厳しい価値・制度でもあるわけだが、一般の人々には酷な事例が少なくない。情報を与えられたとしても処理しきれない量であったり、理解不能であったりすれば、あっさり人を信じたり、感覚で問題の処理をはかるのがごく普通の人々である。「そんなものを信じた方がバカである」と単純に言い切ってよいのか。

古美術の取引においては互いの目利きの力で交渉し、適切な値段も決まるのであるが、このマーケットでは掴まされた方がバカというのが通り相場のようなものである。つまり、そこではプロとしてのふるまいが基準になっている。株の取引にも似たようなものがあるが、一般の参加者に不利にならないようにインサイダー取引を禁止するなどルールを透明化・公正化には厳格である。ひるがえって宗教ではどうなのだろうか。布教や教化の局面、献金や布施を求める局面、信徒に奉仕活動を求める局面等においてルールはあるだろうか。それが倫理的なものとしてあるにしても、ごく普通の人達の宗教的なリテラシーや判断力を前提としたものだろうか。仮に、これらの諸点が宗教においては論議もされず、不鮮明なままであれば、現代において信教の自由というのは、一般的な日本人が日常生活において直面するリスクの一つになっているのである。

[本稿の構成]

本稿では、普通の人々が置かれている信教の自由というリスク状況を、キャンパス内勧誘の問題と、靈感商法被害者の問題からときおこし、信教の自由が誰においても保証されるためにはリスクを低減する宗教の倫理観や社会の規範が重要になるという主張をしてみたい。その際、宗教職能者や宗教研究者という専門家ではなく、一般市民の視線で宗教問題を考えていくことの意義も強調したい。現代社会と宗教との接点の一つはカルト問題であり、それをつぶさに見ていくことで、宗教家にとっても宗教研究者にとっても現代宗教

の課題がいくつも明らかになってくるのではないかと考えている。

2 キャンパス内勧誘の諸問題

[キャンパス内勧誘と大学]

統一教会、摂理、親鸞会他、擬装サークルによる勧誘や、勧誘をセミナーに組み込む自己啓発セミナー等が問題になって久しい。また、大学祭の展示等においても、団体名を明かさずに心理カウンセリングに似た相談を行い、そこで知り得た個人情報布教に用いる団体も散見される。このような事柄は今に始まったことではないし、昔からあることだ。大学は学生を大人として扱う社会なのだから、一般社会で起きる様々な事がキャンパス内でも起きて当然であり、そうしたことに慣れることも勉強であるといったわけしりの意見も随分と聞く。確かに、国公立大学において公的な会合では宗教の話題を避けてきたし、大学の AO 入試、大学院の口述試験では思想・信条に関わる質問は一切禁止される旨の通達が出されている。人文学において世界観や社会を見る視点を問わずにいったい何を尋ねるのだと少なからぬ教員が慨嘆した。自らの価値を鮮明に述べた上で他者への評価を公言することにも慎重さを求める気風といったものが大学にはある。ところが、没価値的研究態度や教育方法が逆に学内諸団体の活動スペースを生み出していることに多くの教員は気づいていないのではないかと（櫻井, 2006a:236-267）。

[問題ある学内諸団体の誘引は何か]

これらの諸団体は社会心理学的な承諾誘導のテクニックをマニュアル化して用いている。その中には学生に対して適切な情報開示を行わないばかりか、彼等の不安や焦燥感を巧みに操作するものもある。しかし、ここでは、学生に魅力となって映る諸団体の教化方法について述べてみたい（櫻井, 2007b）。

第一に、これらの団体は現代の学生を含めて若い世代が求めている自己承認（ありのままの自分をまず認めてほしい）の願望に応じて受容的な態度で接してくる。ただ優しくするだけではなく、その人の成長を見守るケア的態度やピア・グループの力によって教化に必要な人格的關係を作り上げる。現在の大学は教える中身を重視して教育過程に人格的關係が不効率・不適切に入ることを心配する。しかし、学生を巧みに勧誘する諸団体は大学教育が取りこぼした幼児・初等教育に顕著な人間關係の力によって教育を行う側面に力を入れ、成功しているのである。

第二に、諸団体は放任的な環境や自己決定に慣れていない学生にプログラム化されたガイドラインを提供する。大学の歴史上で長らく中等教育と高等教育をつないできた教養教育が解体された結果、人生観や世界観を構築する余裕と環境を奪われた学生達に格好の機会をこれらの諸団体は提供するのである。何のために専門的教養・知識・技術を学ぶのが動機づけられていない（または動機付けを自分ではかれない）学生達には有り難い先輩・指導者と映るのであろう。

筆者は、現代の若者組とでもいうべき役割を様々な部活やサークルが果たしていること

を認めているし、そのような団体活動が活性化することは大学教育に望ましいと思っているのだが、問題視される諸団体の場合は下記のような行き過ぎが見られる。

①擬装サークルの勧誘によって学生の信教の自由が侵害される。勧誘する学生は、目的が手段を肯定するという特異な価値観を内面化しているために、ウソに慣れている。そのため自らが欺かれている可能性に思い至る思考回路も閉ざされている。

②大学教育の自治が外部団体にコントロールされる学生サークルによって脅かされる。特定教団に対する明示的な批判に対しては、弁護士等を立てて大学当局に活動の許容と干渉をしないよう求めてくる可能性がある。

③学業という学生本来の入学目的に、宗教団体の活動目的の成就がすり替えられる。そのような場合には教育的指導が必要になる。これは大学として学生に介入する唯一の理由ともなるのだが、この点を大学につかれないように巧みにバランスを取る教団が多い。

いずれにしても、幅広い視野と世界観を構築すべき学生時代に特定宗教の価値に基づいて自己形成をはかる学生が少なくないことを大学はどう考えるべきなのか。真剣な討議があつてよいと思われる。

3 一般市民のリスク

[一般市民が被るリスク]

一般市民は街角でも自宅にいても様々な教団からの宣教・布教活動を受ける。近年はインターネットにおいても宗教サイト（当然のことながら偽装されたサイトも）が開設され、コンピューターを仲介させた宗教コミュニティの研究も進んでいるほどである（Akira Kawabata, Takanori Tamura, 2007）。教団よりもスピリチュアリティ関連の諸団体の方が、ネットワーク型の宗教コミュニティへの親和性が高いかもしれない（檜尾, 2002;伊藤・檜尾・弓山編, 2004;島藺, 2007）。このような宗教・スピリチュアリティに関わる諸団体の新規信者やクライアント募集の方法には、キャンパス内カウンセリングと同質の問題もある。今後の調査研究が必要である。

ここではそれらの問題を指摘するのではなく、特定教団に勧誘され、入信した信者が被る教団内の暴力について見ておきたい。但し、内閉的教団における暴力のうち、オウム真理教による信者の殺害（櫻井, 2006a）、聖神中央教会の主管牧師による未成年女性信者への性的暴行等（Sakurai, 2007a）は扱わない。加害者が逮捕され、有罪判決を受けるような事件であれば、誰が見ても暴力性は明らかである。しかし、元信者や内部告発者としての原信者が告発するような問題は暴力性が限定的にしか認められてこなかった。例えば、統一教会元信者の違法伝道訴訟（正体を隠した教団により威迫的言動を受けた結果入信させられたという告発）は、1980年代の末から各地で提訴されたが、2000年によりやく広島高裁岡山支部、2001年に札幌地裁において勝訴判決がでて、現在ではほぼ判例として確立している。違法な伝道があるという認識が認められるまでに十数年かかり、その間オウム事件をはじめとして日本社会がカルト問題の存在を認知してきた等、社会状況の変化があつた（櫻

井, 2004)。

しかしながら、未だに十分な司法的、社会的認知を受けていないカルト問題がある。今回はそれを手短に紹介したい。なお、事件は係争中であるため、原告のプライバシーに配慮し、典型例として記載することにする。

[統一教会による違法な献金要請]

2003 年、統一教会の元信者である 60 代後半の女性が、総額 6 億 7 千万円余の損害賠償請求を統一教会相手に提訴した。1990 年代初期より十数年統一教会に所属していた間に献金したお金を返してほしいという。事件の背景を説明しよう。

統一教会は 1980 年代から中高年者を対象に姓名判断や家系図診断等による勧誘活動を行っていたが、特に資産家を VIP 待遇で様々なイベントに誘い、少しずつ資産を献金させる宣教戦略に力を入れていた。原告女性はそこで勧誘され、信者となった。

一般市民が信者となる前の段階で異常な事態に気づき、損害賠償請求を行えば、これは靈感商法による消費者被害として司法的救済を得られる。しかしながら、従来、信者になった後の献金等は自由な意志による宗教活動として認められなかった。単純に言えば、やめていく信者に対して教団がその都度それまで信者が納めた献金やお布施を払い戻すことはない。献金に応じた精神的効用（宗教的救済）があったから信者であったわけだし、そこで等価交換が成立しているとみなされたわけである。伝統教団であっても、献金や布施に領収書を発行せず（記録を残さず）、出したお金にこだわること自体信仰的ではないといっただけでいいところもある。ところが、違法伝道訴訟の判例が確立すると、信者として献金してきたことも違法状況下の行為として損害賠償の対象になってしかるべきではないかと弁護士達は考えるようになった。元信者達が自由意志によらず信者にされて違法な靈感商法等に従事させられたことが認められたのであれば、信者であった時に献金要請に応じてきたことも自由意志によらず違法に献金させられていたと考えられる。

しかしながら、元信者や弁護士達の主張に対して、統一教会は原告が信者として活動してきた事実をあげ、自由意志により献金してきたと反論した。2006 年、東京地裁の判決は 50 回にも及ぶ献金要請行為の半分以上を違法と認定した。2007 年の控訴審の判決も一審の判決を追認するものであった。判決理由を簡単に述べれば、次のようなものである。

先祖が救われない等と畏怖困惑させる手法によって献金を強要する行為は違法である。但し、原告が被告から明確な言辞により畏怖困惑したという事実が原告により立証されなければならない。ところが、原告には特別な霊能トークや儀式によらず、電話等の依頼だけで献金した事例もあり、これらは信者として自発的に献金したものと認められる。従って、明確に畏怖困惑をさせられた経緯が認められる入信当時と脱会直前の献金についてのみ違法性を認めることが適当とされた。しかし、この判決には次のような問題点がある。

①違法な勧誘・教化を受けて抵抗の意識を有していた状態では、違法行為の存在が認められた。しかし、その後信者として従順に献金要請に応じていた時期は全て自発的献金と考えられた。ところが、教団への不信を強めたために教団側から教化を強められた時期の献

金は違法と認定されている。統一教会の献金要請目的と手段は首尾一貫しているのに、原告の受け取り方次第で合法にも、違法にもなる。現時点で違法な勧誘・教化に憤り、損害賠償請求を求めている状況であっても、かつての合意は合意だから仕方がないとされる。

②献金要請の状況に関わる適切性の判断は別として、献金額は社会的に認められる範囲のものであろうか。確かに、原告の元信者は1冊3,000万円といわれる『聖本』（教祖文鮮明のサイン入り著書）7冊を受け取り、統一教会では「篤志家」というVIP待遇を受けた信者生活であった。しかし、それが5億円もの対価を支払って妥当とされるものだろうか。

[普通の人々を基準としない法理]

現時点の法理では、統一教会の布教活動や資金調達活動そのものを総体的に違法な団体活動を認定されていないために、個々の行為状況から違法性のあるなしが判断されている。判決文では、「12年間の献金全てが畏怖困惑からなされたものということはできないので、一々個別に判断せざるを得ない」ともいう。しかし、これは当たり前ではないか。その都度精神的・物理的な脅威を与えなければ言うことをきかせられないような状況は奴隷の抑圧か植民地の支配のようなものである。効率の悪さは甚だしい。従って、訓化の方策が考えられる。宗教にしても、イデオロギーにしても、価値や指導者に自発的に服従するというパラドキシカルな支配を行うからこそ強力な運動を展開できるのではないか。

このような考え方は発想としてはありえても、法律論的思考や裁判の枠組みでは適用不可能なものであろう。そうであれば、事例として取り上げたような事件では、心理的なプレッシャーに対してはその都度抵抗を示し、そのことを論証するべく、正確な記録をつける習慣と抜群の記憶力を有する人しか救われまいだろう。果たして、このような人はそもそも姓名判断や家系図診断の脅しで入信し、十年以上も教団の手の内に留まるのであろうか。詐欺的手法や心理的プレッシャーに脆弱な人達を救済する側に立つ法であってほしいと願いたい、その実現までには長い道のりが予想される。

4 まとめ

本稿では、現代日本において「信教の自由」に基づく特定教団の布教行為が学生や一般市民の信教の自由を脅かし、貴重な時間や資産の搾取に陥る面があることを指摘した。司法を初め、日本の宗教に対する倫理・規範意識ではこのような問題を十分に認知し、解決するまでには至っていないので、信教の自由はリスクをはらむという主張をなしたのである。しかしながら、リスクに対して危機意識を持ち、問題の解決を模索することで、危機はチャンスともなりうると考える。一部の特定宗教の問題ではあるが、広く宗教研究者や宗教家、一般市民の認知と対処への支援を得ることで、現代宗教は社会との関わりをいっそう強めることができるのではないかと思う。

[参考文献]

Akira Kawabata, Takanori Tamura, 2007, 'Online-religion in Japan: Websites and religious

counseling from a comparative cross-cultural perspective.’ *Journal of Computer-Mediated Communication*, 12(3) pp.999-1019.

伊藤雅之・榎尾直樹・弓山達也編,2004,『スピリチュアリティの社会学—現代世界の宗教性の探求』、世界思想社。

榎尾直樹編,2002,『スピリチュアリティを生きる—新しい絆を求めて』、せりか書房。

櫻井義秀,2004,「世俗化の限界、政教分離への異論：カルト問題における公共性の課題」島
蘭進編著『講座宗教 9 挑戦する宗教』岩波書店、75-103 頁。

櫻井義秀,2006a,『「カルト」を問い直す』中央公論新社。

櫻井義秀, 2006b, 「「カルト」を問題化する社会とは—第 1 回 ICSA（国際カルト研究学会）
マドリッド大会報告—」『宗教と社会』第 12 号、97-109 頁。

Yoshihide, Sakurai, 2007a, ‘The Structure of Abuse in a Religious Group: The Case of the Holy God
Central Church,’ *Journal of the Graduate School of Letters*, vol.2 pp.17-29.

櫻井義秀, 2007b, 「キャンパス内のカルト問題—学生はなぜ摂理にはいるのか」『高等教育
ジャーナル—高等教育と生涯学習』15 号、126-138 頁。

島蘭進, 2007, 『スピリチュアリティの興隆—新霊性文化とその周辺』岩波書店。